

令和3年第3回

高森町議会 9月定例会会議録

令和3年9月10日開会

令和3年9月17日閉会

高 森 町 議 会

9月10日(金)
(第1日)

令和3年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和3年9月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

5番 後藤 三治君

6番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（8日間）

自 令和3年9月10日

至 令和3年9月17日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月10日（金）	本会議	議案審議
9月11日（土）	休 会	
9月12日（日）	”	
9月13日（月）	本会議	一般質問
9月14日（火）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
9月15日（水）	”	議会運営委員会 各特別委員会
9月16日（木）	”	
9月17日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 4号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 5 認定第 1号 令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 議案第44号 高森町過疎地域持続的発展計画について

日程第 8 議案第45号 財産の処分について

日程第 9 議案第46号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

日程第10 議案第47号 高森町税特別措置条例の一部改正について

日程第11 議案第48号 高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

- 日程第12 議案第49号 高森町手数料条例の一部改正について
 日程第13 議案第50号 令和3年度高森町一般会計補正予算について
 日程第14 議案第51号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
 日程第15 議案第52号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第16 議案第53号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について
 日程第17 議案第54号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第18 議案第55号 令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
 日程第19 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|----|---------|-----|----------|
| 1番 | 後藤 巖 君 | 2番 | 津留 智幸 君 |
| 3番 | 後藤 清治 君 | 4番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5番 | 後藤 三治 君 | 6番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7番 | 立山 広滋 君 | 8番 | 本田 生一 君 |
| 9番 | 田上 更生 君 | 10番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|----------|---------|-----------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 会 計 課 長 | 馬原 恵介 君 |
| 政策推進課長 | 荒牧 久 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 | 建 設 課 長 | 岩下 徹 君 |
| TPC事務局長 | 古澤 要介 君 | 教育委員会事務局長 | 緒方 久哉 君 |
| 監 査 委 員 | 古庄 良一 君 | 総務課長補佐 | 村上 純一 君 |
| 住民福祉課長補佐 | 石田 昌司 君 | 健康推進課長補佐 | 住吉 勝徳 君 |
| 建設課長補佐 | 土井谷 顕 君 | TPC事務局次長 | 二子石 誠 君 |
| 総 務 係 長 | 芹口 孝直 君 | 財 政 係 長 | 木村 允哉 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 村嶋 立章 君 | 議会事務局次長 | 今村 親助 君 |
|--------|---------|---------|---------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

議会定例会の開会にあたり御挨拶を申し上げます。令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私御多用にも関わらず御出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、デルタ株の蔓延により感染拡大になかなか歯止めが効かない状況が続いている。つまり、先行きがなかなか見通せないということです。熊本県の方も蔓延防止が延長というところで、当然都会の方は緊急事態宣言の延長という方向で進んでおります。そういう中で、今やれることはやはりワクチンの接種希望される方に確実に届けるということ以外は、なかなか大きなところの動きというのではないのではないかなと思っておりますので、しっかり取り組んできたわけでございます。

町民の皆様、議員さん、また何といたっても町内の医師会の先生方、看護師の方々、そして住民福祉課の職員さんがほぼメインとなってやっていただきまして。集落支援員の方が連日御協力いただきました。また、地域おこし協力隊の皆さんも場所に関わらず御協力をいただいて、高森町は熊本県内の中でもかなり突出したスピードでできているところではないかなと私自身は思っております。同時に、当町にもコロナの感染の波が来てないわけではありませんので、まずは御自身がしっかり感染対策をやっていただくということに尽きるのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞ今後も引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そのような中に、危惧されています子どもへの感染の拡大、つまり小中高の新学期がスタートしたということでありまして、町といたしましては災害時の対応と同じようなプッシュ型で、町内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学園、高森高校、またそこに関係する教職員の皆様及び関係者の皆様に、感染症防止対策としてプッシュ型の抗原検査キット、厚生労働省が認可してる抗原検査キットを配布するとい

うことを進めております。どうぞ御希望者の方は御活用いただければと思っております。通常であれば、数を数えたり希望者を募ったりして時間が大変かかるわけでございますので、今回プッシュ型ということで配備をさせていただきたいというふうに思っております。

また、集団接種の会場が9月7日で一旦終わりました。理由といたしましては、予約が増えないということでございます。つまり、希望者の方には行き渡っているのではないかなというところが想像できますが、いろんな御事情と環境がありますので、今後は町内の個別接種に移行してまいります。同時に、自治体としてはマスコミ等と言われております3回目の接種というところも視野に入れて、準備を進めていかなければいけないというふうに思っております。1、2回の接種率が上がってない自治体は3回目どころではないと思うんですが、当町はそこをしっかりと視野に入れて進めてまいりたいというふうに思っております。

また、昨日マスコミの方で全国のニュースなどにも載っております。大変久しぶりに明るいニュースが出たという表現を、各マスコミの方が使っていただいて大変ありがたかったんですが、まず、県教育委員会が主体となって、マンガを活用した高森高校の魅力向上に関する協定というところで、これは画期的な協定ではないかなと思っております。県教育委員会、県立高森高校、株式会社コアミックス、それとフォローアップ当然一緒になってやるということで地元の高森町のこの協定でございます。大変本当に明るいこれは協定になっておりますので、当町歴代ずっと町になくはならない高森高校という位置づけのもと、ずっと町民の皆さんが応援されて来られました卒業生も非常に多いわけでございますので、今後画期的なこの取り組みをさらに後押しできるように全力でサポートしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員各位の皆様、卒業生の皆様、そして町民の皆様の多大なる御理解と応援をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。当町としては、高校の存続云々というのは結果として良い方向に行けばいいと思いますが、まずは可能性の拡大というところで、つまり人材育成の大きなところだということの位置づけをやっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回定例会に御提案いたします案件は、同意、認定、報告がそれぞれ1件、条例改

正及び補正予算等の議案12件の計15件でございます。御審議をいただき御決定賜りますようお願いを申し上げまして御挨拶といたします。

○議長（佐伯金也君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐伯金也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番後藤三治君、6番芹口誓彰君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（佐伯金也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8月10日に行われました議会運営委員会において、本日から17日までの8日間と決定をしておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（佐伯金也君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

6月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いをいたします。まず、議会としての報告を私議長が行います。

7月14日に私は議長に選任をされまして、それ以降コロナ禍の中でいろいろ参加しておりますが、昨日高森町で金婚式御夫婦の表彰、ダイヤモンド婚式御夫婦の表彰

が行われております。金婚式夫婦については、13組でございましたが10組の方に出席をしていただきました。そして、ダイヤモンド婚については6組の方全員が御出席をしていただきました。それぞれ、御夫婦とも御健康で大変喜ばしい限りでございました。私どもも、身の回りにいらっしゃる先輩方にできる限り健康で金婚式、ダイヤモンド婚式を迎えてもらえるようにしなければならないなど痛感をいたしましたので、皆さん方もそれぞれ身の回りの方たち、また私どもも含めてそういうふうな記念ある表彰を受けられるように頑張っていきたいと思っております。

ちなみに、芹口誓彰議員が金婚式を迎えられております。現職で金婚式を迎えられる方というのも稀ではございますけれども大変喜ばしいことで、今回出席しておる議員さんの方々もできれば金婚式を迎えられるように頑張っていたきたいと思う次第でございました。

次に、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○**議会運営委員長（芹口誓彰君）**おはようございます。6番、芹口でございます。

まず、昨日金婚表彰の伝達を受けました。この議場でお祝いの言葉をいただきましてありがとうございます。

それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告をいたします。令和3年第3回高森町議会定例会の開会にあたり、8月10日に委員会を開催し、会期につきましてはただいま決定をいただきましたとおり、9月10日から9月17日までの8日間の会期とし、13日に一般質問、14日に各常任委員会、15日に特別委員会を開催することに決定いたしました。次に、2回目の議会運営委員会を9月7日に開催することとし、一般質問の通告期限は9月6日の正午までと決定しました。

9月7日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取り扱いについて協議をし、期限までに通告があった2名の議員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番後藤三治君、2番後藤巖君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め原則1時間であります。次に、議案の取り扱いについて協議をし、認定第1号及び議案第44号、議案第50号については各常任委員会付託、議案第51号、52号、53号については産業厚生常任委員会付託、その他の議案については本日討

論採決することに決定しました。

次に、最終日17日に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、追加議案として上程し審議することにしました。また、これまで熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、後藤三治議員が就任をされておりましたけれども辞任をされましたので、後任議員につきましては議長指名ということで決定することにしました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容の報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）6番、芹口です。

総務文教常任委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動について報告をいたします。総務文教常任委員会は、8月27日午前10時から第3、4委員会室において、地域おこし協力隊の活動の報告を受けました。2021年8月1日時点において、53名の隊員が各方面で活躍をされていますが、当日は13名の方々の報告があり委員会5名全員との意見交換も併せて行いました。

まず、政策推進課関係より6名の報告がありました。観光推進、空き家対策、歴史探索など多方面に渡る活動をされていました。次に、TPC事務局関係より5名の報告があり、開局以来たくさんの町民の方々に視聴していただくため、番組づくりに工夫を凝らしているとのことでした。最後に、教育委員会関係より2名の報告があり、高SPOを中心に町民総スポーツ社会の充実のため、各種競技団体、プロ、実業団との連携を含め活動をさらに広げていきたいとのことでした。

意見交換では、委員より集落支援員など地元住民を活用してほしい、活動が多く住民に伝わるよう周知の方法を工夫してほしいなどの意見があり、隊員からは地域の人材を紹介してほしい、住民参加型の活動を広げたいなど多くの意見要望がありました。

今回の活動報告会で、地域おこし協力隊の皆さんの熱意、高森町を良くしたいという思いがひしひしと伝わりました。皆さん方のこれまでの経験、多様な価値感をフルに発揮して、新しい風を吹き込んでいただけることを期待いたします。総務文教常任委員会としても、全面的なサポート協力を推進してまいります。地域おこし協力隊の

皆さん方の、今後の益々の活躍を心より祈念申し上げまして報告といたします。

○議長（佐伯金也君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）おはようございます。8番、本田です。

産業厚生常任委員会の報告を申し上げます。8月18日午後1時30分より、場所はこの議場及び現地等において委員会を開催いたしております。農林政策課、建設課、健康推進課の3課と委員会を開催いたしております。

まず1つ目に、農林政策課共同畜舎譲渡の件について、課長の方から私どもに説明がっております。まず、最初に現地の方に行きまして、今までの経緯、現状等について説明を受けております。3つの畜舎があるわけでございますけれども、2つの畜舎におきましては現在も利用されております。1つの畜舎におきましては今利用されておられませんけれども、今後は使用するというようなことで報告を受けております。建築から年数が経過しておりますので、2つの今利用されている畜舎におきまして屋根部分等の劣化が激しく、修繕がこの2つにおいてはなされております。しかしながら、もう1つの畜舎におきましてはまだ修繕がなされておられませんけれども、今後その屋根等について修繕をして欲しいというような要望が出ているというお話でございました。

また、その後役場に帰りこの議場におきまして委員会を再開し、課長の方から再度説明をしていただきました。この畜舎におきましては、昭和59年、60年に建設をなされております。その後現在に至るまで、修繕費などの経費は1,600万円程度かかっているというような報告を受けております。もう1つ今利用されていない畜舎につきましても、修繕をして欲しいというような要望等が出ているというお話でございましたけれども、その修繕等については140万円程度かかるという報告でございました。

これまでの役場と利用者関係におきましての交渉経緯等につきましては、平成30年の協議において希望のあった最小限の修繕等を実施し、あとは現状渡しとしたいと旨の説明がっております。また、利用者からは今少しの修繕案件があるのでお願いしたいということで要望がっております。これまで全く修繕を行っていなかった箇

所でしたので、これは承諾してあるというようなお話でございました。特に、財産関係、減価償却の残額等につきましては、耐用年数も長くなっておりますしゼロに等しいというような説明でございました。

私ども産業厚生常任委員会に報告してございますけれども、一応町の財産を譲渡するわけでございますので、私ども委員会だけでなく全議員さんに知ってもらう必要があるというようなことで、議長の方に全員協議会を開催していただくようお願いをし、8月27日に全員協議会を開いていただきこのような説明を課長の方からしていただいております。

続きまして、建設課関連の無電柱化の推進に関することといたしまして、建設課長、石橋審議員が参加をされまして、石橋審議員の方から無電柱化推進計画につきましての報告を受けております。無電柱化とは、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容し、道路から電柱をなくすこととなります。無電柱化には3つの観点がありますというようなことで、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、また3つ目に良好な景観の形成というようなことです。また、高森町でのこの無電柱化の必要性というようなことで、特に景観・観光におきましては南阿蘇鉄道全線復旧並びに高森駅周辺リニューアルがなされますこと、また防災関係におきましては避難所等への通行確保というようなことです。また、委員会の中で無電柱化計画路線というようなことで、この書類、図面によりいろいろ説明をしていただきました。

私ども委員の中から2つほど要望がなされておりました。1つは四つ角から横町の方に向かいます道路、通学路でもございますしこの道路は道が狭い状況ですので、この路線もできるならば計画に乗せていただけるならばと。もう1つは、防災公園ができておりますけれども、この防災公園周辺の電柱がなくなれば、有事の際における防災ヘリ等の発着について非常に便利になるのではないかという要望がなされておりました。

無電柱化推進計画の期間といたしましては、令和3年度から令和7年度までの5年間とするとなっております。無電柱化の推進に関する目標といたしまして、令和7年度までには無電柱化計画等の路線について、無電柱化に取り組むことを目標とするというようなことでお話っております。また、本日本会議終了後に、全員協議会の

中で説明があるとお話でございます。建設課につきましては以上でございます。

健康推進課におきましては、通いの場拠点施設視察というようなことで、ほとんどの公民館が今改修をなされております。その中で、洗川公民館、上在公民館等を現地視察させていただきました。この公民館の改修につきましては、本当に地元の皆さん方から大変喜ばれておるところでございます。この事業の目的は、私たちが今から町民の皆さん方をお願いをしていかなくてもはなりませんけれども、やはり100歳体操であったりいきいき体操であったり研修の場として、快適に過ごせる環境の場づくりとしての目的で行われた事業でございますので、今後は町民の皆様方に御利用いただきまして町の医療費の削減に繋がればと期待をしているところでございます。

以上、3つの課と委員会を開催いたしておりますけれども、私ども産業厚生常任委員会の報告といたします。終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。4番、牛嶋でございます。

議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報絆82号について、7月8日、16日、21日、26日の計4回編集委員会を開き、内容について協議をし、8月3日に全世帯へ発送いたしました。

今回の82号の表紙には、096K熊本歌劇団の舞台公演のPRポスターを使わせてもらいまして、かなり良い表紙が出来上がっていたのではないかと考えております。内容につきまして、2ページには人事案件を紹介させていただきました。3、4ページは、6月議会で可決した一般会計補正予算の主なものを写真とイラストを使って紹介しております。5ページでは定例会の主な質疑応答、6、7ページは4名の方の一般質問のやりとりを掲載いたしております。また、8、9ページにおきましては、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の報告ということで、主な質疑事項を掲載いたしております。10ページには、第3回臨時議会で可決した主な事業などを紹介しておきました。11ページは、町民の声ということで2名の方をお願いをして、高森町への感謝の気持ちや要望を出していただいております。我々議会としても、町民の方に対しては真摯に受けとめ、できる限り希望、要望に沿えるように取り組んでま

いりたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願いしたいと思います。裏表紙には、高森東学園に総務文教常任委員会の方が視察研修をさせていただいた時の様子を紹介させていただきました。高森東学園の児童生徒47名が健やかに伸び伸びと学園生活を送っている様子が、写真を通して町民の皆様にも伝わったのではないかと思っております。また、高森東学園においては生徒数が若干でございますが増加しているという傾向にございますので、大変喜ばしいことだと思っております。

以上をもちまして、議会広報特別委員会からの報告といたします。終わります。

○議長（佐伯金也君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山です。

監査委員からの諸般の報告を申し上げます。6月22日及び7月20日、8月24日に例月出納検査を実施しましたので、結果を御報告いたします。一般会計、特別会計の帳票、出納状況、基金運用状況等を古庄監査委員と監査しましたところ、いずれも適正に管理処理されておりましたので御報告いたします。

また、6月28日から7月1日まで定期監査を実施し、各課局の担当から令和2年度の歳入歳出の決算状況の説明を受けました。今回の定期監査で思いますのは、人口減少による過疎化や高齢化が進み、さらには新型コロナウイルス関連の予算が増大し、依然として厳しい経済情勢、財政運営が続く中において、いずれの課局の職員の皆様方もコロナ禍での予算執行を強いられ大変苦慮されたと思われました。しかしながら、後ほど古庄監査委員からも報告があるかと思いますが、各課局において不用額がかなり見受けられました。特に、増額補正をしておきながら不用額が発生している事例もありました。大変悩ましい中での事業遂行であります。今1度課局内での最終チェック、協議を密にされ、財政係の助言を仰ぎながら精査されますことをお願いいたします。

最後になりますが、7月27日に熊本自治会館におきまして熊本県監査委員研修会、8月6日に本町において阿蘇郡町村監査委員連絡協議会の総会が開催され、任期満了に伴います会長に古庄代表監査委員が再選されましたことを御報告いたします。執行部におかれましては、今後とも財政運営に支障が生じないよう、税財源の強化及び地方交付税の総額確保に向け、積極果敢な対応を行っていただくことを祈念申し上げ監

査委員からの報告といたします。以上です。

○議長（佐伯金也君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第4号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（佐伯金也君）日程第4、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命について議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第4号の高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員である野尻次典氏の委員としての任期が、本年9月30日をもって満了となります。野尻氏は、平成25年10月に御就任以来、2期8年の長きに渡り教育行政の推進のために御尽力、御活躍を賜り、その情熱とこれまでの御功績に対し深く感謝の意を表する次第でございます。今回は野尻氏を教育委員に再任するものでございます。野尻氏につきましては、高森町大字津留在住の60歳、人格高潔であるとともに識見も高く、教育行政に対し深い関心と熱意を有しておられ、平成29年からは現在まで教育長職務代理者として御尽力いただくなど教育委員として適任でございます。

なお、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案するものでございます。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただけますことをお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命について同意を求めることに

ついて採決します。本件について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐伯金也君）日程第5、認定第1号、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について議題とします。本件について代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員、古庄良一君。

なお、代表監査委員には事前に決算書等がお配りされておりますので、重要な部分を御説明方よろしくお願いをいたします。

○代表監査委員（古庄良一君）おはようございます。監査委員の古庄でございます。

ただいまから、先に配付いたしておりました監査意見書に基づきできるだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、しばらく時間を頂戴したいと思います。

令和2年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査については、議会選出の監査委員立山広滋氏とともに、また補助者として事務局職員を従えまして10日間に渡り審査を行いました。

1ページをお開きください。審査の概要につきましては、令和2年度高森町一般会計歳入歳出決算以下9項目について審査をいたしました。その期間といたしましては、8月16日から9月1日までの内10日間行いました。審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により町長から提出された、令和2年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と併せて担当職員の説明を求め実施をいたしました。

2ページをお開きください。審査の結果、令和2年度一般会計及び特別会計の決算は第1表のとおりでございます。審査にあたっては、前述の手続きにより詳細に審査

した結果、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。また、予算執行及び収入事務の処理については適正であることを認めました。第1表が歳入決算額状況でございます。

次に、12ページの財政運営についてですが、理想的な財政運営とは財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用し住民福祉の向上を図ることにあります。その財政運営を分析しますと、基本原則は計画性、弾力性、積極性が挙げられます。総合的な検証の結果は次のとおりで、計画性、弾力性、積極性の3つの観点から見てきたが、本町の財政運営については実質収支比率5.2パーセント、経常収支比率83.5パーセント、財政力指数0.25、実質公債費比率5.8パーセントと厳しい中、執行者が真剣に取り組み努力されてきたことを伺い知ることができます。しかし、この中でも経常収支比率83.5パーセントは決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされています。本年度は、前年と比較して4.3ポイント減少しておりますが、今後一層の努力を望むものであります。

次に、27ページの資金運用については、全て良好に行われています。次に、30ページの基金状況について申し上げます。地方自治法第241条第1項前段でございます。これは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認いたしました。各基金の決算年度末現在高は第30表のとおりであります。

次は、財産の管理状況に関する意見書について申し上げます。有価証券・出資による権利及び債権の運営状況は良好であります。今後においても、公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め確実かつ有利な管理運用に努めていただきたいと思います。次に、備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であります。使用及び管理については慎重に対応されることを強く望みます。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し廃棄するなど整理されたい。それから車両の管理でございます。一般公用車は29台、公用車の使用について担当課は車両管理に十分注意を払い、使用者が自分の車両と同じような意識を持つよう指導するとともに、公用車の徹底管理を行うこと。さらに、使用者は交通安全に十分注意すること。次に、公共施設につい

てですが、公共施設あり方検討協議会において、引き続き指定管理者対象施設をはじめ、各地域に設置されている生涯学習センター等の検討が行われる予定であり、より良い成果を期待するものであります。

次に、基金運用状況について申し上げます。本件については、地方自治法第241条第1項後段の部分でございます。定額の資金を運用するための基金が設けられております。本町において該当する基金は、高額療養費支払資金貸付基金と熊本県収入証紙等購入基金の2つがあります。法令並びに条例に基づいて適正に効率的運用がなされているか、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか審査の結果、いずれも適正な運用がなされていることを認めました。なお、高額療養費支払資金貸付金については、令和2年度においても貸し付けの実績はなかったが、3年度以降も貸し付けが必要な世帯については適正な運用をお願いするものであります。

次に結びに移ります。令和2年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり計数に誤りなく、奇異な点も見受けられず適正に処理され、また関係書類も整理されており会計経理は正確である。また、各事業ともほぼ計画どおり執行され成果を収められたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の協力によるものである。

ここで、一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点を述べます。ハード事業、ソフト事業と数多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当各位において大変な苦労があったことと察する。住民にとっては、このような事業の取り組みについて評価は様々であると思われるが、過疎地域の他町村の見本として、確実に一歩ずつ進んでいることを実感されていると思います。また、職員間の国・県補助の密な情報共有、右肩上がりに増額しているふるさと納税の活用等、町民の負担減に繋がるよう期待するものであります。

このような中、予算決算の状況を見ると、令和2年度繰越明許は15件の4億2,766万9,000円となっている。この繰越事業はほとんどが補助対象事業であり、これらを獲得された実績を評価するものである。事業遂行については、単年度遂行が原則であるが、新型コロナウイルスの影響により資材の入手の遅れ、業者の手配困難が生じたため、また国・県の補助金支給決定の遅れ等によりやむを得ないものと判断

する。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ると、町税の本年度分収納額は前年度に比べ減少している。その主な要因は、新型コロナウイルスによる収入の落ち込みが影響しているものと推察される。過年度分については、不納欠損処分が実施されており、これは合法的な手続きによりやむを得ないと思うが、税負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期されたい。

終わりに、出口の見えないコロナ禍の中で本町としては、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金活用事業は49事業、3億822万4,311円の実績をあげられた。また、令和3年8月29日現在で、2回目のワクチン接種率が全体で80.7パーセントに達していることに、町長をはじめ職員の皆さん、議会議員の皆さんの一早い対応と対策に町民を代表して感謝を申し上げますところであります。今後、さらに新型コロナウイルス感染拡大が予想される中、住民の生命と財産を守るため、執行部と議会が住民の要望にスピード感を持って対応されることを強く望むものであります。併せて、財政運営の改善に一層努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう慎重な対応と特段の努力を切望するものであります。

最後に付け加えておきますが、令和2年8月に発覚しました職員による公金着服事件については、町の信用、信頼を失墜させる大変残念な出来事でありました。その後の対策として、一切現金での取り扱いをしない、課・局内でのチェック体制の強化、協議会及び外郭団体等の通帳を管理している課・局については、定期的な検査を実施している旨報告を受けているところであります。再三のお願いになりますが、今後は再発防止に向けた取り組みのさらなる強化、職員間同士のコミュニケーションの構築、併せて職員全体が町長、教育長の政策方針に向け、心して職務に専念されることをお願い申し上げ私の報告とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君）古庄代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。

古庄代表監査委員どうもお疲れでございました。わかりやすい解説でとても理解できました。

その中で2点ほど質問があるんですけども。まず1点、これはどちらかと言えば平成30年度、令和元年度、令和2年度という流れにおいて、改善されてきているという部分で、当然私たち議員も悪いところをどうすればいいんだなどではなくて、やはりその職員さんが頑張ったところもこちらとしてはきちっと指摘はしておいた方が良いという観点からです。税務課なんですけども、町民税のこの収納率がかなり良い数字になってきていると。固定資産税も金額は上がってますけども、これは前回全協の時に税務課から説明を受けた話で上がっているというだけで、相対的に数字はかなり良い形になっている。平成30年から令和2年度に向けて、税務課でこの数字を改善するのにどのような形でいったかという点がもしあれば説明をいただきたいということと、あともう1つはこれからコロナ禍ということで、若干収納が厳しくなるところも出てくると思う。それに対してというところで説明をしていただけたらと。税務課長の方に説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君）税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。1番議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、徴収率が上がったということで、お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。これにつきましては、まず現年度の納税、徴収を強化しております。現年度をまず納めていただいて、それから併せて過年度分を納めていただくというところで、新たな滞納を発生させないようそういったところを取り組んでおります。

それからもう1つ、コロナ禍での徴収が厳しくなってくるのではないかという御質問をいただきましたけれども、これにつきましては今までと変わらない部分で、滞納者との交渉機会を増やしたり、感染症対策のために文書、電話の方を優先いたしまして、直接交渉は必要最小限に止めると。交渉の中で滞納の原因を確認しまして、生活設計の見直しと納付計画を立てて、確実に進めてまいりたいというふうに思っております。それから、必要な財産等も積極的に調査いたしまして、徴収猶予や申告などに

よる軽減など、情報提供の方も住民の方たちに積極的に行ってまいりたいというふう
に思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君

○1番（後藤巖君）ありがとうございました。これから、また大変なところもあろうかと
思いますけれども、気を引き締めて頑張っていたらと思います。

それとあともう1つございます。将来に渡る財政負担ということで、起債のことに
ついてお尋ねしたいかと思えます。数字上に表れる例えば公債費比率、そういうもの
につつまして数字は改善されてきている。この改善された中身というのは、いわゆる
歳入の部分が大きいからという部分で数字は改善されていくんだろうと思えます。実
際に、財政調整基金の積み増しにつつましても、各年度1億円強積み立てているとい
うような財政の改善が見られる一方で、地方債において平成30年が45億円、平成
31年度が50億円、令和2年度が54億円という形で出ているかと思えます。そう
いう点で、やはりこれは将来の借金という形になってきますし、この54億円の中に
臨財債、これは最終的には交付税措置で全て返ってくるお金ではありませんけれども、
これが17億円という少なくとも増えてきているというのは事実なところがあります。

ですので、やはり事業を行うにあたって、まずはやはり町長もおっしゃられたと思
いますが補助金、補助金の中での補助裏、その中でも償還率の良い過疎債、辺地債を
含め対応していくということで、これは職員さん全員がやはり頭の中にきちんと置い
ていただいた上で、なるべくその起債を増やさないというやり方をしていただけたら
と思えますけれども、起債ですから総務課長に今後ということで答弁をお願いしたいと
思えます。

○議長（佐伯金也君）総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）おはようございます。ただいまの1番議員の御質問にお答えいた
します。

確かに、ここ数年起債比率が上がってきております。しかしながら、今現在ではハ
ードに係るものはほとんどございません。今は、かなり財調増やしている時期でござ
います。今後、公共施設等の建設が増えてまいりますので、そこはしっかり見極めな
がらやっていきたいと思えます。できるだけ安易に起債に手を出さないでやっていこ

うと思う反面、起債は良い制度でございますので、その辺は見極めながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 総務課財政係長、木村允哉君。

○財政係長（木村允哉君） 1番議員の御質問に総務課長がお答えされましたので補足として、ここ数年地方債の借入額が上がってましたのが、令和2年度、令和元年度は2年連続で防災無線のデジタル化、こちらが2年で7億円程度の借り入れがありましたので急に上がっていたというところがあります。おっしゃるように、令和3年度以降はまずは補助事業等がある部分はそこを大前提にしながら、地方債も交付税措置が大きいものを優先的に借り入れるような方針で引き続き進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君） 1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） そういう気持ちというのは非常に大事な部分と思っておりますし、将来に渡る負担割合という部分での起債というのも理解はしておりますから、やはり将来にかけてという部分で有利な起債は有利な起債として使っていくと。あと、これはまた補正予算の方で何う予定にしていますから、ふるさと納税につきまして今は言いませんけれども、やはりふるさと納税の資金も有効に使っていくというところをお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（佐伯金也君） ほかに質疑ございませんか。6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君） 6番、芹口です。

令和2年度の決算につきましては、専門的かつ詳細に監査委員さんに監査をしていただきましたことに対しまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

私は介護保険特別会計についてお尋ねをしたいと思っております。監査意見書の22ページにつきまして、監査意見では歳入総額と歳出総額の記載がしてございます。1人当たりの介護給付費は22表のとおりであるということで、令和元年度と比較すると認定者数は減少しているものの、1人当たりの給付費は増加している。今後、介護給付費の抑制をさらに努められたいというような監査意見が出ております。22表を見ますと、平成29年度から右肩下がりに介護給付費というのは減少しております。それと同時に要介護認定者数も減少しております。当然、介護給付費よりも認定者数

が減少すれば、1人当たりの給付額というのは当然増額ということになるわけでございます。

そこで、今年の3月の熊日新聞で介護保険料県平均が出ております。介護保険というのは、3年に1回見直しというのが行われますけれども、2018年から2020年度の介護保険料45市町村全て書いてありますけれども、45市町村の中で高森町と南阿蘇村が7,300円ということで県下トップでございます。また、2021年から23年度3年間につきましては、南阿蘇村につきましては700円程度減少しております、トップは美里町の7,500円。その次に高いのが、高森町の7,300円ということになっております。

そこでお尋ねしたいというのは、この介護保険特別会計におきまして、このように給付費が右肩下がりに減少しているにも関わらず、県下でもトップクラスの介護保険料が必要な会計状況にあるのかというのが1点。また、この原因はどこにあるのか。そして、今現在給付費の減少するような取り組みというのがどのようになされているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）おはようございます。6番議員の御質問にお答えいたします。

介護保険料が、県内でも本町は2番目に次ぐ高さとなっております。令和2年度の決算状況におきまして、1人当たりの介護給付費というのがまた上昇しております。認定者数及び全体の介護給付費は減少しているにも関わらず、1人当たりが増えているということになっております。この介護保険料が、今回第8期の令和3年度から令和5年度において県内2番目の位置にあると言いますのは、第7期の方で介護保険料が南阿蘇村と同じように県内トップクラスにありました。第8期にて見直すにあたりまして、本町でも介護保険計画の方でこの介護保険料について審議をいたしました。その結果、次期第9期の介護保険計画に向けて、県内の市町村の動向と今後の介護保険の動向を推測いたしましたところ、第9期においてはさらなる値上げもどの市町村もあるということで結果が出ております。本町におきましても、その推測の中でまたさらなる値上げが予想されるということで、今回は据え置きという形でさせていただ

いております。

その介護保険料を抑えるにあたりまして、介護予防事業というのがありますけども、こちらにつきましては令和元年度から行っております各地域の介護拠点の公民館の改修事業、そこを活用いたしまして週に1回程度の通いの場を開催していただいております。ただ、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施しては中止または延期をしていくというような繰り返して、現在今のところほぼ全地区で中止または延期の活動停止がされております。ただ、ワクチン接種もほとんどの方が2回目の接種終わられておりまして、ある地域におきましては感染症対策を取りながら継続的に実施しているところもあります。そういったことで、今後の感染の状況を見ながら各地域の方でもまた再開をしていただいて、介護予防の方に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）芹口議員の御質問に岩下課長がお答えいただきましたが、私の考えは少し課長と違うところがございますので追加させていただきます。

まず、会計状況としては、介護保険のこの基金がほぼ枯渇してた状態だったのが、少しずつ将来に向かって、例えば第9期、10期に向かってなだらかに上げていくような財政状況、基金状況になりつつあるのではないかなと思います。原因としては、この平成13年、14年ですか、そこから入った時に何の計画もほぼ、私から見たら非常に甘い計画だったのではないかなと思います。ずっと上げないできましたので当然お金ありません。認定者増えてきました。その時は、高森町は多分中盤より低い状況だったと思います。私は、やはりどこかで上げないといけないということでドンと上げました。それでも結果的にお金が足りないの、大きな上がり方になったわけがございます。本来であるなら、平成13年、14年の時からなだらかに上がっていくようなやり方をやるべきではないかと。ただ、そこにはどうしても基礎となる介護保険の基金の部分がある程度貯まっていかないと、例えば今回8期で落としたら9期ではまた大きく上げないといけない状況になるのが非常に予測できます。

です、1期ごとにやはり要介護者が増えてきた時代、そして今は介護事業をやりながら少しずつ減らしてきてる時代、これにマッチングしたような額の介護保険料

になることを今はできてないかもしれませんが、私は次の世代ではそれができるのではないかなと思います。そのためには、一財繰り入れができませんので、きちんとそこにやはり財源を担保していくことによって、一気に上がる一気に下がるような、町民の皆さんに一喜一憂と言うよりも何だろうと思われるようなそういう運営をやらないうちに、今この値段の据え置きというものをさせていただきました。介護拠点事業の改修も、県内では多分本町がトップだと思います。そういうところも含めて、議員さんもおっしゃるように要支援者は下がってきてますので、そこに値する金額になれるようなそういう努力を今後もやっていきたいと思います。私の方から追加の補足説明とさせていただきました。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございました。ほかに質疑はありませんか。6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）町長からも説明がありましたけれども、確かにこの決算状況の30ページ基金の状況を見ても、介護保険給付費準備基金の前年度末については4,000万円。それから、決算年度中の増減額1,000万円ということで、令和3年3月31日現在では5,000万円。それから、またさらに2,000万円追加して、5月末現在高は7,000万円というふうになっております。

この新聞紙上でも、介護保険料について余った保険料を積み立てた基金を取り崩し、住民の負担を抑えたというような町村もございますので、いろんな方法もあろうかと思いますが、他で県下で1、2番になるのは非常にうれしいわけでございますけれども、こういった保険料等ではせめて県下で平均ぐらいになるような御努力をひとつお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

休憩を取りたいと思います。11時20分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）会議を再開いたします。

-----○-----

日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（佐伯金也君）日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題とします。本件について報告を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでございます。本町の令和2年度決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しております。その数値は、早期健全化基準25パーセントに対し本町では5.8パーセントであり、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っておるところでございます。

また、簡易水道特別会計においても資金不足比率は該当しておりません。先ほどの監査委員様の報告並びに資料におきましても、特に指摘すべき事項はないということでありまして。以上報告といたします。

○議長（佐伯金也君）本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。何か質問ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質問なしと認めます。以上で報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了し

ます。



日程第7 議案第44号 高森町過疎地域持続的発展計画について

○議長（佐伯金也君） 日程第7、議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 議案第44号で提案いたしました、高森町過疎地域持続的発展計画について提案理由の説明を申し上げます。

今回の過疎計画の策定につきましては、令和3年3月に過疎地域自立促進特別措置法、旧過疎法が期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、市町村計画を定めるものでございます。目的及び内容について御説明いたします。過疎法における全部の区域が過疎地域である本町において、総合的かつ計画的な対策を実施して、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づきまして、地域の持続的発展に関する事項を定めることとしております。項目ごとに掲載しており、事業計画につきましては過疎債を財源とする事業とあわせ、法の目的に沿った事業を幅広く掲載しておりますので、掲載された事業が全て実施できるものとは限りませんが、実施にあたっては過疎計画への掲載が必須となっておりますのでこの度掲載するものでございます。

また、過疎計画では過疎法の期間に合わせ10年間としておりますけれども、今回は熊本県の持続的発展方針と整合性を図るため、県の5年計画に合わせた令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間としております。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回提案するものでございます。

以上御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画については、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第8 議案第45号 財産の処分について

○議長（佐伯金也君）日程第8、議案第45号、財産の処分について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）こんにちは。

議案第45号で御提案いたしました、財産の処分について御説明申し上げます。

まず、処分します財産の区分としましては、畜舎、堆肥舎及び揚配水施設用地等となります。次に、所在地及び面積等につきましては、まず土地の部分でございますけれども、大字色見字下中ノ割1322番、2、793平方メートルとなります。同じく1324番、2、760平方メートル。同じく1325番1、6、591平方メートルのそれぞれの土地となります。御手元の資料では、畑というふうな表示がなされているかと思えます。これは、作られた当時の台帳地目でございます、実際にはもう建物が建っております。農地法第5条の許可を受けて着手をしております。町の事業でございますので、登記等をいたしませんので台帳地目がそのままになっていることを申し添えております。以上の3筆でございます。

建物施設につきましては、まず畜舎でございますけれども3棟ございます。畜舎1と2につきましては同じ規格の建物でございます、建物部分の面積が860平方メートルとなります。畜舎3につきましては、建物部分の面積が396平方メートルとなります。次に堆肥舎でございますけれども、2棟ございまして堆肥舎1が300平方メートル、堆肥舎2の方が60平方メートルとなっております。最後に農機具倉庫、これが1棟で86.4平方メートル。揚配水施設これも1施設で、13平方メートルとなります。

処分の目的及び方法としましては、土地、建物及び施設の無償譲渡となっております。処分の相手方につきましては、1人目が大字高森1385番地4、中川孝広氏。2人目が大字高森1896番地1、中川雄一朗氏。3人目が大字高森1582番地、

中川裕章氏。4人目が大字高森1845番地、中川浩志氏の現在利用されている4名の方々となります。

この土地、建物及び施設につきましては、昭和59年度、60年度の地域改善対策事業におきまして建設がなされております。本年度で築36年、37年を迎えます。減価償却の耐用年数を経過いたしております。従いまして、残存価格が1円となっておりますので、そのことで関係法令等の対象から除外とみなされております。そういうことが確定しましたので、今回の御提案をしたものでございます。財産を処分するためには、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが本議案を提案する理由でございます。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。理由の説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第45号、財産の処分について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第45号、財産の処分については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第46号 高森町工場等設置奨励条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第9、議案第46号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正について議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、

荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君）議案第46号で提案いたしました、高森町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行及び租税特別措置法の一部改正に伴いまして改正するものでございます。改正の内容といたしましては、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を促進するため、新たに情報サービス業等が加えられたため、今回一部改正を行うものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回提案するものでございます。

以上御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第46号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第46号、高森町工場等設置奨励条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第47号 高森町税特別措置条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君）日程第10、議案第47号、高森町税特別措置条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）議案第47号で提案いたしました、高森町税特別措置条例の一

部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本条例は、先ほど議案第46号で提案いたしました高森町工場等設置奨励条例の指定を受けた事業者等に対する、固定資産税の課税免除について定められているものでございます。今回の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い改正するものでございます。

それでは主な改正内容について御説明いたします。過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、対象業種に新たに情報サービス業等を追加し、固定資産税の取得価格要件を現行2,700万円以上のところ、500万円以上まで引き下げを行っております。また、適用期間が令和6年3月31日まで3年間延長されることに伴い必要な改正を行っております。なお、本条例に基づき課税免除を行った場合の固定資産税の減収分につきましては、75%が普通交付税で補填されますことを申し添えます。

以上御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第47号、高森町税特別措置条例の一部改正について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第47号、高森町税特別措置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第48号 高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君） 日程第 1 1、議案第 4 8 号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） 議案第 4 8 号で提案いたしました、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い改正するものでございます。改正内容につきましては、固定資産の価格に係る不服審査の手続きにおける利便性の向上等を図るために、審査申出書等への署名、押印が不要となるものでございます。9月にデジタル庁が発足しまして、その一環と言いますかそういう流れで今後押印等が不要になってくるものというふうに考えております。

以上御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。まして提案の説明といたします。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 8 号、高森町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 4 9 号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（佐伯金也君） 日程第 1 2、議案第 4 9 号、高森町手数料条例の一部改正について

議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）議案第49号で御提案いたしました、高森町手数料条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

個人番号カードは、初回の交付手数料は無料ですが、紛失等による再交付は有料としております。別紙の新旧対照表をご覧ください。その項目及び金額を定めております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー関連の法律でございますが、個人番号カードの発行に関する手数料につきましては、地方公共団体情報システム機構が今後定める旨規定されております。本年9月から施行されるため、本条の個人番号カード再交付手数料の項目を削除するものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第49号、高森町手数料条例の一部改正について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第49号、高森町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第50号 令和3年度高森町一般会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第13、議案第50号、令和3年度高森町一般会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第50号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計補

正予算第6号について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億286万6,000円を追加し、予算の総額を68億2,390万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。地方債の補正でございます。こちらにつきましては、今年度起債を活用して行う事業の内、未計上分を追加で計上をいたしました。今年の長雨の影響により被災した、道路等の災害復旧工事に係る事業分を借り入れる予定としております。2の変更につきましては、これまでの起債協議の状況及び今後の起債協議予定により、それぞれ限度額を変更させていただきました。

続きまして10ページをお開きください。歳入について御説明をいたします。第11款第1項地方交付税ですが、普通交付税の交付決定により1億6,894万円を追加計上いたしました。これにより、当初予算と合わせまして普通交付税の総額が21億6,894万円と予定をしております。

11ページをお開きください。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種補助金の財源となる、国からの補助の分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額が1億8,385万4,000円を予定いたしております。

続きまして12ページをお開きください。第16款第2項県からの補助金です。県からの補助金につきましては、各種補助事業に係る県の補助分をそれぞれ計上させていただきました。これは当初予算と合わせまして、現時点で総額が4億1,807万8,000円を予定いたしております。

13ページをご覧ください。18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じて追加計上いたしました。今回、6億円の歳入というところで計上させていただきました。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を1億6,822万8,000円減額いたしました。これは、今回歳出で計上いたしております事業の財源とするため、ふるさと応援基金から4,446万1,000円を繰り入れ予定としております。また、後ほど特別会計の補正で担当課長から説明をいたしますが、昨年度の決算に伴う精算金として、各特別会計から353万6,000円の繰入金を計上いたしました。第20款繰越金につきましては、令和2年度決算額により6,750

万8,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。御手元に配っております補正予算概要書に沿って説明をさせていただきます。概要書の右上に番号を記載しますので、いつものようにそちらで御説明をさせていただきたいと思います。1番、南阿蘇鉄道新型コロナ対策事業補助金につきまして御説明を申し上げます。これは、南阿蘇鉄道が取り組む新型コロナ感染症対策及びアフターコロナでの利用促進を支援するため、6,200万円を計上いたしました。具体的な内容といたしましては、安定した便数の供給体制やコロナの体制の密を避ける環境整備、またJR九州乗り入れに向けた調査設計に係る経費を負担するものでありまして、これは議会の方でも決まっております。御報告いたしました。全て南阿蘇村との折半により費用を算出しております。こちらの事業につきましては、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金が活用されるということで、高森町の直接負担は発生しない予定でございます。

続きまして、2番の介護予防拠点整備事業について御説明を申し上げます。これは、令和元年度から取り組んで今年で3年目でございます。地区の行きやすい公民館や集会場を今後介護予防の拠点として改修する、つまり公民館を改修して事業を実施継続するために今回も8,311万円を計上いたしました。2年間で、ここに書いてありますように令和元年度が16施設、1億1,526万円の熊本県からの補助金、令和2年度が15施設、1億2,188万円の県からの補助金をいただいて、今年は3年目というところであります。31公民館、集会場の施設を現在事業完了しております。今回の計上分により、大半の公民館等についてかなりの整理ができたのではないかとこのように私自身は考えております。

これは、全額を熊本県の補助金でいただけるという大変有利な事業でありまして、本田前副町長の時代に県内でいち早く取り組むこと、そして服部副町長に御就任をさせていただきまして昨年県とのいろんな協議、そして今年も副町長メインで進めた予算でございます。大変、熊本県の担当課の皆さんには御協力、応援をいただいて、今後しっかり介護予防拠点整備に伴う効果を出していかなければいけないのではないかなと思います。

また、公民館を改修するということは、他にいろんな多方面の対策に非常に有意義

になるのではないかなと考えておるところでございます。ぜひとも、まだ取組みされていない地域、地区も数箇所ありますが、これはほとんど財源がなくなってきたというふうには私自身個人的には捉えておりますので、できれば手を挙げていただければというふうに思っております。特に、本事業を実施した施設に対しては、大型テレビの整備やインターネット環境設備の構築など、今後アフターコロナの中リモートで各地域の集会場、公民館を繋いでできるようなことが、多分高森町内では実践ができる、つまり全国でも非常に稀な取組みに健康推進課が取組みしているのではないかなというふうに思っております。新しい時代での新しい切り口、つまり新しい施設の利用というところに関しては、私たちの次の世代で非常に今回改修できたことは大きいことかなと思っております。重ねまして、熊本県の担当職員の皆様、そして関わっていただいた皆様に御礼を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、3番の熊本型放牧高度化支援事業でございます。牧野組合等が行う施設の放牧牛の導入費用等を支援するため198万円を計上しました。これは、放牧活用型草原等再生事業の後継事業になります。今年から新たに始まった事業で、牧野組合等が所在する自治体を事業実施主体として、簡易給水施設などの放牧施設、有刺鉄線や鉄柱などの隔障物、放牧牛の導入費用などを補助するものであります。事業費の内訳は概要書に書いてあるとおりでございます。制度上、これは国・県の補助金以外は牧野組合の負担になりますので、町の負担はありません。以上でございます。

4番のくまもと国際マンガCAMP in阿蘇高森実行委員会補助金について御説明を申し上げます。これは、平成30年度に始まった事業でございます。今年で4回目を迎えて、これまで世界各国からマンガクリエイターを招致いたしまして、エンタメ業界と連携した海外交流を通して世界中に対して地域情報を発信してまいりました。残念ながら、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートによる実施を余儀なくなったわけでございますが、今年度も御承知のように緊急事態宣言の延長、蔓延防止等の延長、また第5波というところで、通常のカンファレンスの開催が非常に厳しい状況であることからコロナ禍における開催形式を取り、096K熊本歌劇団や熊本県の国際漫画祭と連携いたしまして、アフターコロナにおける海外クリエイターの移住促進を見据えた継続した取組みを実施いたします。

具体的には、096Kの無料公演を町民限定で実施をしたい。その様子をYouTubeやSNSで発信をしたい。また、熊本国際漫画祭の作品を町民の方々に御披露することも予定しております。事業費を400万円計上いたしました。この事業の財源につきましては、これはふるさと応援寄附金を充当予定といたしておりますが、その中でエンタメ業界と連携したまちづくり事業に活用することという限定希望をいただいた寄附金を活用することになります。これに関しては一般の方はいらっしゃいません。プロの漫画家やエンタメ業界に関係されてる方が大半をここに寄附していただいておりますので、そのお金を使って活用するということです。

続きまして、5番目に高森町と096Kの絆プロジェクトについて御説明を申し上げます。これは、エンターテインメント業界の活用を取り入れた町のさらなる活性化と魅力向上に繋がるため、096K熊本歌劇団を継続して支援していくためのプロジェクトを立ち上げて、その第1弾として096Kの認知度向上と地域おこし活動の支援を目的とした天下取り応援事業を実施いたします。

具体的には、町民の皆様にも配布を予定している来年のカレンダーを制作したり、PR用ののぼり旗や等身大パネル等の設置を予定しており、事業費を1,000万円計上いたしました。プロジェクトの今後の展望といたしましては、皆様にもっと劇団の活動を身近に感じていただけるような仕組みを作り、全体で盛り上げていくような事業を打ち出していきたいと考えております。この事業の財源につきましても、これもふるさと応援寄附金の内に、プロの漫画家やエンターテインメントの関係者の方が事業を限定されて要望されてる。エンタメ業界と連携したまちづくり事業のところの寄附金を全額活用させていただきますので、町の負担はございません。

続きまして、6番のふるさと納税活用事業でもございますが、熊本吹奏楽大演奏会in高森について御説明申し上げます。これは、観光交流センターにおいて吹奏楽の演奏と町内飲食店によるマルシェを楽しめるイベントを実施するために、200万円を計上いたしました。こちらのイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町内の飲食店等の需要の喚起や経済活動の活性化を目的としたもので、野外での実施が1つ、距離を取った座席配置等が1つ、それと徹底した感染症対策が1つ。この3つを講じるとともに、町内外の感染状況によっては町内の方々のみに参

加を限定することなども想定をいたしておるところでございます。

また、特に今年小山賞等を受賞なされました高SPOの高森吹奏楽団を中心に、県内の吹奏楽団も招きまして、マルシェと合わせて競演、競合するところも楽しんでいただければと考えておるところでございます。この事業の財源といたしましては、阿蘇地域デザインセンターの阿蘇地域元気再生事業を活用予定としておりまして、100万円が上限となっておりますので、残りの分に関しては町が稼いでおりますふるさと応援寄附金を充当予定としております。

以上、今回御提案いたしております補正予算について概要を説明申し上げましたが、御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたが、暫時休憩を取って午後1時から再開をいたしたいと思っております。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続きまして会議を続けます。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）4番、牛嶋です。

予算書の中で1つ確認をしたいことがございまして。先日9月7日の熊日新聞に、高森町の成人式が来年2年度分を開くという内容の記事がありました。10日開会の9月定例会に提出、本年度一般会計補正予算案に関連予算456万円を計上した。今年の成人は、開催できなかった見舞金として一律5万円を支給する予定という記事がございましたので、ちょっとおかしいのではないかということで確認でございます。

まず、関連予算を456万円計上したということが、この本会議が終わった後に承認されたら計上したということでもいいかと思いますが、また熊日さんの書き方の問題だと思いますが、今年新成人に開催できなかった見舞金として一律5万円を支給するという、今年開催できなかったという理由は多分コロナ禍で全国的に世界的にもいろ

いる事業がなくなっています。そのための見舞金として一律5万円を支給する。これを決められた根拠をちょっと伺いたい。それと、総務文教常任委員会で詳細はまた伺いますが、どういう過程で5万円という金額なのか、人数等がまだ詳細には上がっていないからどういう計算をされてそういう金額を出されたのかなということ。ちょっとここを確認しておきたいと思います。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、熊日掲載の方につきましては、内容といたしまして次期定例会の方に補正計上するというので掲載されましたけれども、私もこの記事を見ましたときにちょっとこれはいけないことではないかなと思ってます。既成事実のようにして掲載されておりますので、それに対しては本人からも確認の上、教育長も由々しき問題だということですので話し合いを設けまして、今後このようなことがないように、また教育長等に内容、情報を共有して正しく対応できるようにということで、そういった体制を取らせていただきますのでよろしくお願いします。

また、見舞金につきましては、当初帰省する費用や女性の方は着付けの費用など全てをみようということで話を進めておりましたけれども、あまりにも額が大き過ぎるということで、一律5万円になったという経緯の担当からの説明はございましたのでその旨申し上げます。以上です。

○議長（佐伯金也君）教育長、佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君）ただいま事務局長の方から説明をいたしましたが、私の方から少し付け加えをさせていただきたいと思います。計上するというのは、今回の予算に計上してお願いするという意味でございますので。従いまして、議会を通して議決されて初めて予算化ができるというふうに私ども捉えております。

この見舞金をというところについては、成人式については昨年来町長の御意向等も踏まえながらずっと検討してまいりまして、昨年が状況によりできませんでしたので、せっかくの人生で1回のこの機会をやっぱり町としてはお祝いをしてあげたいということが根底にあります。それから、昨年もう皆さん準備されてきて、1年経ってまた同じようなことがあるのかいと。そのためには費用等もかかります。遠方に出て

いる人たちは交通費等もかかりますので、できるだけその方々が負担なく参加していただき、そしてみんなでお祝いをしてやろうということで、この見舞金につきましてはあくまでも当日参加された方についてその費用という形で、町の方から弁償したらどうだろうかというところに基づいておりますので、昨年成人式を迎えられた全ての方に5万円支給するということではございません。

このことにつきまして、9月7日に熊日に出まして、それは私どもが積み上げてきたことで全く間違いはないんですけれども、やはり教育委員会としましては教育委員さん方の御意見等も踏まえながら決定するということが大事でございますので、9月7日に教育委員会を開催いたしまして、教育委員さん方からの了解もいただいておりますので、ちょっと見られた時にどうかと思われたかもしれませんが、そういういきさつで進めておりますのでどうぞよろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）大体大まかな内容はわかりました。あとは総務文教委員会の中でまた詳しく質問したいと思います。

ただ、見舞金に関しては、近隣各町村あたりを確認されてそういうことをされた自治体があるかないか、それぐらいは今度の委員会の時にはわかるようにしていただきたい。高森町がいろいろやる分はいいかと思いますが、高森町はお金を持ってるからいいなといったそういう風評も出てきますし、なかなか難しいところがあるかと思えますので、極力周りの自治体と歩調を合わせるような形でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）2番、津留です。

概要書の6番、吹奏楽の大演奏会ということで、高森でもようやくこういったイベントが開ける可能性が出てきたということがとても嬉しく思いますが、飲食を伴うイベントですのでちょっと心配するところもあります。他県見ますと、やはり行政側からはいろんな指導をしてきたつもりなのに、主催者そして参加者がそれを守らなくて結局クラスターが発生してしまったとそういった懸念もございます。これから、高森町としてもいろんなイベントを行っていただければと思いますが、これを機会にぜひい

ベントに関する指針と言いますか、条件など町独自の感染予防対策を具体的に出して
いただいて、これからのイベントに参考にしていただけたらと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君） どなたか答弁は必要ですか。

○2番（津留智幸君） 結構です。

○議長（佐伯金也君） 執行部の方は、御意見としてしっかり捉えてください。

ほかに質疑ありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君） 1番、後藤です。

この度提出されました、高森町一般会計補正予算書の中で1つ質問したいかと思
います。歳入になりますけども、寄附金で補正が6億円上がっております。先ほど町長
からも説明がございましたが、これはふるさと納税の寄附金ということで6億円計上
されております。そこの6億円を足しまして、今現在で約13億円のふるさと納税寄
附金が集まっているというのが現状かと思えます。例えば、昨年9月の時点で3億2,
000万円のふるさと納税が集まったと。最終的に、令和2年度は約8億5,000
0万円寄附が集まったと思えます。これを単純に計算するならば2.6倍という形に
なります。これは、単純計算なので一概には言えませんが、例えば今の残高から
この2.6倍をかければ、最終的に33億円ほどという計算も成り立つような現状の
数字、これはすばらしいことだと私は思っております。

ただ、佐賀県武雄市におきまして、外部委託していた先が返礼品を寄附者の皆様に
送りきれなくなったという事例が出てます。その産品を見ると、米などいわゆる高森
町が今推進している返礼品とよく似通っている。そのような、寄附者に対しての返礼
品が実際に行き渡らなくなって問題になっている事例などもございます。そういうと
ころもありまして、まず政策推進課長に現状の状態で行っていても問題ない形で、
これからも推移できるというところをお尋ねしたいと思えます。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、荒牧久君。

○政策推進課長（荒牧久君） 1番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

現在、委託業者と委託契約を結びまして、非常にすばらしいプロモーションによっ
て売り上げもかなり伸びてきております。今のところ、ほとんどクレーム等もござい
ません。これからも、そういった業者と連携してしっかりとしたふるさと納税事業に

取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐伯金也君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） 答弁ありがとうございました。少なからず寄附者の思いを踏みにじるようなことがないように、やっぱり行政と委託業者がきちんと連絡、確認を取り合っ
て、そういう不備がないよう運営をしていただきたいと思います。

もう1つふるさと納税についてお尋ねなんですけども、最終的な金額というのは当然わからないと思いますけども、当然昨年の実績を今の時点で上回っているというのが実績として上がってます。町長も、このふるさと納税に関しましては、出口は町民だよという言葉が常に発してきたかと思います。私も、確かに町民に対してということで寄附を募ってるということは間違いないと思っております。ですので、今回のふるさと納税をやはり町民の福祉、健康、そして活性化というようなところに寄与できるような使われ方というのを、最終的にはまだわかりませんこれは未来予測の話ですから、どれだけ集まるのかはわかりませんが、ぜひともふるさと納税の基金が町民に対して使われるようにしていただきたいと思います。その点について、町長から一言答弁をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤巖議員の御質問にお答えをいたします。

すばらしい数字だと思います。当初予算で3億円、臨時議会で3億円、今回6億円でふるさと納税は約12億円。企業版ふるさと納税がこれがありますので、合計で13億円近く今歳入予定として上がっているというところなんです。当然、これは返礼品だったり決まっている事務契約どおりに総務省が指針示してますので、そのとおり支払いも歳出で出ているというところなんです。

佐賀県の自治体の話を議員がなされましたが、ここと同じような事例が出てるのが何個か実は小さい中にもありまして、ほとんど理由が一緒です。つまり、供給の部分を担保できていなかった。オーダーを集めて供給が担保できない、できていない理由がもうはっきりしてるんですね。ほとんどが、こういうふるさと納税や企業版ふるさと納税に強い会社から地元の小さい組織に委託して、そういう形が出てるパターンが大半でございます。つまり、集めるのはいいんですけど、物がなくて集めてしまった

と。そして、役所側は、当然そこは事業者に任せてますので。何でないんですかと、いやいやこんなに注文来るとは思ってなかったよというようなパターンがほとんどなんです。それが、米が1位、2位が肉これは決まっています。ですので、やはりしっかりそこは用意できる自治体、事業者などとやっていかないと、金額がやはり億を超えてくるとなかなか厳しくなってくるのではないかなというふうに思います。

今年ブレンド米に関してはほぼ売れておりません。ブレンド米が、もう全国の自治体が同じことをやってきましたので、ほぼほぼ今から追いついていかれる状況だと思えます。9月時が、去年が3億2,000万円ということで、比べられて30億ですか最終的に。そういう数字には商品がまず多分そこまでいなくて、結果的に今の熊日新聞など毎日の新聞見えますと、他の自治体も今歳入で1億、2億、3億などどんどんふるさと納税入れてきてます。つまり、今からが本番というところなんですけど、うちの場合は今年4月から取り組んだというところが功を奏しているのかなと思えます。今からが、どれだけ魅力があるものを継続して発信できるかというところだと思えます。

その中で、当町が1番強いのがやはり広報マーケットで、今回096K熊本歌劇団の団員さんにスチールで撮影をお願いししていただきました。つまり、普通は商品しか写しません。096Kの団員さんが、その商品を持ったりコメントを書いたり、もしくは食べてるところなどそういう活動をやっていただくということで、今週から掲載になると思いますが、これは固定のファンがSNS上でかなり使われてますので、問い合わせも非常に増えているのではないかなというふうに思います。ですので、どちらかというツイッターとインスタグラムをメインにこれは展開していくべきではないかなと思います。大変喜ばしいのは、多分政策推進課の担当職員は096Kさんのスチールつまり著作権の部分を借りた場合、例えば今月からだったら3月までの7ヶ月分で幾らになるかという見積もりは取られてると思いますけど、かなりの金額になります。そこを、やはり地域おこし協力隊の中での仕事として著作権まで含んだ広報というところを、彼女たち本人がいいですよやらせてくださいということで前向きにやらせていただけてますので、これは他の自治体と大きな差別化に繋がるのではないかなと思います。ですので、私が職員にもいつも言ってるんですけど、096Kさん

の地域おこし協力隊の広報に関しては、私がやる広報や自治体がやる広報と広報の質が違っていると、どんなに私たちが頑張っても彼女たちのような広報はできません。ですので、これは数字としてかなり結果が出るのではないかなというところで、私としては非常にこれからの売り上げに関しては関心を示しているところでございます。

それと、昨年議員さんの方から、職員さんの過度な労力もしくは仕事以外の労働が増えているという御指摘をいただきましたので、今年は全て外注にて委託しております。現状私が見る限り、ふるさと納税の作業が今の仕事にプラスに加わって、去年議員さんから指摘いただいたような形で、何時まで残って休みも出てきて普通の仕事も今は増えてるというところは、職員さんにとっては多分ないのではないかなというふうに思います。

また、1番大事な出口は町民というのはもうそこにしか使えませんので、企業版ふるさと納税は総務省、内閣府が認めた施策にしか寄附ができません。でも、それ以外はやっぱり出口は町民ですので町民にしか使えることができないので、そこは当然私たちも考えますけど、普段からこの3年間ですか、各議員さんからこういうことやったらどうですか、これをやってください、こういうのはどうかという提案いただきますし、各地元からいろんな要望が議員さんを通じて出てきてます。当然、この要望というのは民意がある要望ですから、できればそういうところを普段できないところも付けていきながら、最終的には議員がおっしゃるその福祉というところであるならば、このコロナ禍の中で本当にどの世代も厳しいと思いますので、頑張ってお金を町民の方1人残らずつまり6千数百人の方に、還元ができるようなそういうところまで稼いでいければいいなというふうには心の中では思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐伯金也君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）ありがとうございました。1番最後の御言葉、いわゆる全町民に対してというところは私も非常にお願ひしたいと。やはり、どうしても例えば側溝などそういうものというのは地域という部分が出てきて、全世代、全世帯には及ばないところもありますから、せつかくこれだけ大きいふるさと納税寄附事業をされているからこそ、例えば本当に高森町住民全員が何か笑顔になるなど、そういう策をぜひとも組

んでいただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）今、町長が答弁された中で、096K歌劇団等の写真や言葉などそういうものを付けて送るということですが。ふるさと納税でいただく時に、いろいろ目的が教育関係に使ってくれ、町民のために使ってくれということで、いろいろ振り分けて使わせてもらっておりますが、096Kのために使ってくれなどまさかそういう内容での使い勝手の悪い寄附はないとは思いますが、そのあたりの取り扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議員の御質問にお答えいたします。

096Kさんの何かを付けるのではなくて、サイトに掲載するというところです。何か物の中にそれを入れるのではなくて、ウェブ掲載に彼女たちの商標を出すというところです。返礼品に関して、当然納税される時に096Kがどうのこうのというのはありません。ただ、1番御存じですけど、エンタメ業界との連携事業というのがありますので、例えばそのファンの方はエンタメのところに入れられる可能性もそれは否定できないと思います。以上です。

○議長（佐伯金也君）ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第50号は各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第14 議案第51号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第14、議案第51号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推

進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第51号で御提案いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

補正予算の主なものは、令和2年度決算による繰越金額の確定及び一般会計からの繰入金精算による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に1,041万円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,215万2,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第11款第1項第1目繰越金として、前年度からの繰越金を1,041万円増額しております。次に7ページの歳出です。第9款第1項第1目の一般被保険者保険税還付金については、過去に遡って社会保険に加入された方などへ還付する保険税として150万円を増額しております。第9款諸支出金第3款繰出金第1目の一般会計繰出金については、令和2年度決算に伴う職員給与費等の一般会計からの繰り入れ精算金として、83万4,000円を増額しております。最後に、第10款予備費において収支の調整を行っております。

以上御説明申し上げますが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第52号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君） 日程第15、議案第52号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第52号で御提案いたしました、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

補正予算の主なものは、令和2年度決算による繰越金額の確定及び事務費精算等による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをご覧ください。今回の補正は、既定の予算に90万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,540万8,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第4款第1項第1目繰越金については、前年度からの繰越金を87万1,000円増額しております。次に、7ページの歳出につきましては、第1款第1項第1目一般管理費において、職員給与の見直しによる予算の増減調整を行いまして、続く第4款第2項第1目一般会計繰出金については、令和2年度決算に伴う事務費等の一般会計の精算金として、1万1,000円を増額しております。最後に、第5款予備費におきましては収支の調整を行っております。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（佐伯金也君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第52号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第53号 令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第16、議案第53号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第53号で御提案いたしました、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

補正予算の主なものは、令和2年度決算によります繰越金額の確定等による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算の議決を経る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

1ページをご覧ください。今回の補正は、既定の予算に6,818万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,770万5,000円といたしました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第6款第1項第1目介護給付費繰入金について、令和2年度介護給付費確定による町負担分といたしまして、1,110万3,000円を一般会計より繰り入れるため増額しております。続いて7ページをお開きください。第7款第1項第1目繰越金について、5,565万2,000円を増額しております。続いて8ページをお開きください。歳出について御説明いたします。第7款第1項第2目償還金につきまして、令和2年度介護給付費の確定に伴いまして、国、県、社会保険診療支払基金に返還する必要があるため、1,906万4,000円を増額しております。続いて、第7款第3項第1目他会計繰出金について、令和2年度決算に伴いまして事務費の余剰分を一般会計に返還する必要がありますため、269万2,000円を増額しております。最後に、9ページの第8款予備費で収支の調整をしております。

以上御説明申し上げましたが、御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

して説明を終わります。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第53号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第54号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第17、議案第54号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第54号で御提案いたしました、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、令和2年度からの繰越金が確定したことに伴う補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ367万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,069万4,000円とするものであります。

6ページをお開きください。歳入につきましては、令和2年度からの繰越金について当初予算計上額から367万1,000円を減額しております。その減額分につきまして歳出予算にて調整するものでございますが、7ページにて御説明いたします。まず、一般管理費の修繕料及び委託料につきましては、本年度の実施見込みによりそれぞれ修繕料200万円と委託料50万4,000円を減額するものでございます。予備費につきましては、収支の調整により116万7,000円減額するものでございます。

以上、今回御提案しております補正予算について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第54号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第54号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第55号 令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（佐伯金也君）日程第18、議案第55号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下徹君）議案第55号で御提案いたしました、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、令和2年度からの繰越金確定に伴う補正を行うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,973万円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、先ほど申しました繰越金確定に

よるものでございまして、当初予算との差額115万5,000円を増額しております。その繰越金の増額分につきまして、7ページ歳出にて予備費を増額し調整をするものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐伯金也君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから議案第55号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 休会の件について

○議長（佐伯金也君）日程第19、休会の件について議題とします。

お諮りします。9月の14日、15日、16日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、9月の14日、15日、16日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますのでよろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）町長の方から発言を求められておりますので、どうぞ発言よろしく
お願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議員さん皆さん今日は参加していただいておりますので、せっかく
の機会ですので御報告をさせていただきたいと思っております。

9月11日土曜日、高森中学校の体育祭を新型コロナウイルス感染症の対策として
無観客で開催するということを決められました。町執行部といたしましては、やはり
期待されてた御家族、知人、友人、御本人たちが1番ですが、晴れ姿を見せることが
できないということで、この無観客というのは文部科学省や熊本県の方針というのは
もうそうでございますので致し方ないと思っております。しかし、どうにかして見ていただ
くために、挑戦として生中継の放送に挑戦することにいたしております。今日、古澤
局長の方から御報告を差し上げようかなと思ったんですが、私の方が良いだろうと思
いました。私の方から局長の方をお願いをして、現場の二子石次長が非常に大変です
けどチャレンジするということです。

一方で言いますと、生中継今までも成人式などでやってるのではないかと思われま
すが、この庁舎内、総合センターまでだったら有線伸ばせますので見事に画像が映りま
す。それでは、吉見神社であった時はどうだったか、風鎮祭の一部でやったときはど
うだったかと言いますと、これ中継車と中継車から発されるこっちの受けがないとな
かなかできません。1つだけ御理解いただきたいのは、あくまでも挑戦をするという
ことです。そして、電波は携帯電話の電波しかありません。高森の場合には。ですの
で、4Gの電波で映像を飛ばすということ。皆さんの携帯で、映像を4Gで送信
する時にやっぱり固まったりしてしまいますので、そういうところを御理解してい
ただいて、できるだけ保護者、家族の方、御友人に見ていただきたいというところ
の方向性ということ。これは、5Gの時代になりましたらいけると思っております。

それともう1点。東学園ですね。義務教育学校の山東部の方の生中継は、基本的に
これは非常に難しいです。携帯電話のこの電波の周波がどの種類も普通より落ちる部
分がございますので、重ねまして民間の会社に毎年町の方から県を通じてアンテナの
ことを要望いたしておりますが、そういうところを町民の方からお聞きになられた時
にはぜひカバーをしてあげてください。たかもりポイントチャンネルのスタッフ、古

澤局長を筆頭に二子石次長が頑張っておりますので、どうぞ御理解と御協力のほどを
よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（佐伯金也君）ありがとうございました。子どもたち、皆さん一緒なんですが記念
になるイベントが非常に延期、中止になっております。一生に1度しかないイベント
であったり行事であったり、大変残念なことであります。今後、無観客でも皆さんた
ちの記念に残るように、また記憶に残るような放送をしていただくようにお願ひをし
たいと思ひます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時48分